平成 22 年度6月議会 一般質問 Q&A

平成22年度6月議会一般質問内容

1. 公民館廃止問題について

質問

公民館廃止問題について

1. 公民館廃止に至る経過について

今議会には、公民館に関連する議案が3件出ています。公民館廃止がはじめて 議会に出されたのは12月議会でした。その時は口頭報告で、なぜ?といった疑 間は残りましたが、議案にもなっておらずそのままになってしまいました。とこ ろが3月議会では、議会で公民館廃止が検討されることなく、廃止を前程に予算 案が組まれており、そのことが新聞報道され、市民の皆さんが知ったわけですが、 それまで公民館関係者をはじめ利用者にも知らせず、問題になりました。

廃止問題についてよくよく調べてみると、昨年9月に、市長から教育委員長に対して、公民館廃止の文書が出されたところから、始まっているということですが、これば事実でしょうか。お答えください。

更に問題は、非公開で社会教育委員の会が開催され、廃止の結論を今度は非公開の公民館運営審議会におろして、公民館廃止を既成事実化してきたということです。市長は常々開かれた市政をと、情報公開を進めてきたわけですが、今回の公民館廃止の動きは、今まで進めようとされてきた市政運営とは全く逆の動きで、許されるものではありません。なぜこのような非公開のやり方で公民館廃止を決めたのでしょうか。そしてその審議内容はどのような内容だったのでしょうか。お答えください。

また、本来教育施設の転用は教育委員会の審議が必要と聞いていますが、教育委員会では審議されたのでしょうか。

市長に対してお聞きしますが、「公民館廃止」の文書は、教育の独立性を損なう介入ではないでしょうか。

2. 公民館の廃止について

公民館はこの28年間、地域の社会教育活動の拠点施設として長年地域の人々が関わり今では約9万人の人々が利用しています。地区センターが16箇所整備

されたからと言って、公民館のこの実績を無視することはできません。

教育委員会から出されている「大垣の教育」の第7章社会教育では21年度の 方針と重点が設定されています。「まちづくりの拠点となる社会教育関係施設の 整備と充実」とか、「社会教育施設を拠点とした学習の支援」を掲げ、公民館の利 用実績が出されています。これを見る限り、「公民館を廃止」する必然性は何もあ りません。ところが、今年3月に出された「大垣市教育振興基本方針」の中の「社 会教育(生涯学習)分野の現状について」をみると、公民館について全く触れら れていません。大垣市の公民館活動についてどのように評価されているのか。こ のような実績のある公民館活動を無視してなぜ廃止の結論を出したのかその理 由を明らかにしてください。

3. 公民館利用者の声から

「公民館廃止」について新聞報道で知った利用者の方々からさまざまな声が出され、説明会も行われましたが、住民にとっては納得できるものではありませんでした。ここで改めて利用者の方から出されている声から3点ほど質問します。

第1点は、公民館を利用している団体の中には、そこの施設でないと活動が続けられない人や、楽器や太鼓など音が出るため地区センターでは断られた団体もあると聞きます。このような市民の社会教育活動を今後はどのように保障していくのでしょうか。

第2点は、公民館が廃止され地区センターや子育て総合支援センターとなると、施設の利用は貸し館事業として有料化されます。現在、公民館の定期利用団体は3館あわせて約180団体ありますが、その半分近くは10人以下の小さなサークルです。会費で講師の謝礼などを払っているということですが、有料化になると毎回会場費の負担が出てきて、サークルの存続そのものが難しくなるのではと心配する声も出ています。また、あるサークル関係者は「有料化になると会費を1.5倍に値上げをせざるを得ない」と語っておられました。有料化が結果的には市民の社会教育活動を阻むことになるのではと危惧されるわけですがいかがですか。

第3点は、公民館では $40\sim50$ の講座や青少年育成事業、公民館祭りなど社会教育活動を行っています。これらの活動の中には、長期に渡る人気講座もあり地域に根付いています。公民館関係者や地域の人々、利用者らによる長年の積み重ねの中から作り上げられたもので、公民館の廃止でこれら目に見えない地域の財産を失うことになります。地区センターが「社会教育の推進」施設として位置づけられたとしても、今まで公民館で積み重ねてきた実践を同じように地区センターで行うのは難しいと思いますがいかがでしょうか。

4. 社会教育の管轄は教育委員会から市長部局に移るのか?

公民館は社会教育法に基づき設置されています。侵略戦争と結びついた戦前の社会教育のあり方を深く反省して、戦後の社会教育は憲法と教育基本法に基づき進められ、平和で民主的な地域社会をめざして社会教育がスタートしました。1949年社会教育法が制定されたとき、文部省社会教育課長は社会教育法の解説で「社会教育の自由の獲得のために社会教育法が生まれた」と国・地方公共団体という権力的な組織との関係において自立した「社会教育の自由」が強調されました。教育委員会は、市長部局から独立した形で教育を進め、社会教育も同様に独立が求められます。国・地方公共団体の任務として、「全ての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなけれはならない」とあります。06年安倍内閣のとき教育基本法が改悪され、08年には社会教育法も改悪されましたが、衆参両院は「社会教育法等の一部改正する法律に対する付帯決議」をあげています。今回の問題はその付帯決議に反するのではないかと質問します。

付帯決議では「自発的意思で行われる学習に対して、行政の介入とならないように留意する」と行政の介入を禁じています。ところが今回の公民館の廃止で社会教育の実施が市長部局に移るわけで、教育委員会として「社会教育の自由」に対してどのように責任を負っていくつもりですか。

また、付帯決議では「社会教育施設の利便性向上を図るため、指定管理者制度の導入による弊害について十分配慮して、適切な管理運営体制をめざすこと」と言っています。今回、地区センター条例一部改案に「社会教育の推進」と盛り込み、公民館を廃止して地区センターにその役割を位置づけているわけです。地区センターの運営は指定管理者制度を導入しており、昨年の再指定において地区センターの運営にはいろいろ問題が指摘されたところです。指定管理者制度の地区センターにその役割を位置づけるのは、付帯決議にも反するのではないですか。

公民館では公民館主事とか社会教育主事といった専門職が配置され、社会教育を行ってきたわけです。付帯決議でも「有資格者の雇用確保」と言っています。 社会教育専門職員の確保はどうされる予定ですか。

回答1

公民館廃止問題について、ご答弁申し上げます。

本市の各公民館におきましては、各種講座の開催等に積極的に取り組んでお

り、身近な生涯学習拠点というだけでなく、交流の場として重要な役割を果たしてまいりました。

また、本市におきましては、地域ごとに生涯学習活動や地域コミュニティ活動の拠点整備の要望に沿って、「地区センター」の整備を進め、既に 16 地域に設置し、年間で約 42 万人の方にご利用いただいております。

こうした中、教育委員会への文書につきましては、本市の地区センターを中心 とした地域づくりを推進するため、公民館の転用案を含めた施設の有効活用に ついて、教育委員会にご検討をお願いしたいものでございます。

現在、市では、かがやきライフタウン構想の推進に努めているところでございますので、地区センターを拠点として、多くの市民の皆様が、生涯学習活動などに積極的にご参加いただけるよう、今後も取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

回答2

公民館の廃止に至る経過について、ご答弁申し上げます。

去年9月、市長から検討依頼があり、それを受け、教育委員会では、「社会教育委員の会」や「公民館運営審議会」で意見を聞くなど、その方向性を検討してまいりました。

会議につきましては、検討段階の課題でもあり、非公開といたしましたが、会 議録につきましては、手順に従い公開させていただきます。

次に、公民館の廃止についてでございますが、大垣地域における公民館の設置は、生涯学習や社会教育の必要性の高まりの中で、昭和57年から昭和61年にかけて、ブロック単位で3つの公民館を設置してまいりました。

その後、市独自の施策として地区センターを整備し、公民館と同様に地区センターでの社会教育活動の促進に努めてまいりました。

こうしたことを踏まえて、教育委員会では『地区センターが社会教育施設であることをより明確に位置づけること、人的な配置を考慮すること』などを求め、3館の公民館を転用することで、限られた施設の有効活用と市民サービスの向上を図ることができると考え、廃止を決定しました。

これまで長年にわたり、公民館における講座やサークル活動などを通して、多くの市民の皆様の生涯学習に対する意識が高まり、成熟度も増してきておりますので、今後も、これらの様々なステージで、継続、発展させていただけるものと考えております。

次に、社会教育法の改正における付帯決議に関してでございますが、公民館の 廃止に伴い、講座やサークル活動の拠点が教育委員会から市長部局へ移ります が、「社会教育の精神」に則って推進されていくため、付帯決議に反するものでは ないと考えております。

いずれにいたしましても、社会環境や家庭環境等が大きく変化する中にありまして、多様化、高度化する市民ニーズに応えていくためにも、『かがやきライフ推進部』などの関係部局と教育委員会が綿密に連携し、本市の社会教育、生涯学習の充実に努めてまいりたいと存じます。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

回答3

公民館利用者の声から、楽器や太鼓など音の出るサークル等の活動の場の保 障について、ご答弁申し上げます。

現在、南部公民館では、吹奏楽、和太鼓など、大きな音のでるサークルなどにつきましては、主に多目的ホールで活動いただいております。

子育て総合支援センターへの移行後におきましても、多目的ホール、調理実習室、研修室などは貸し出し施設となりますので、従来どおりご利用いただきたいと考えております。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

回答4

公民館利用者の声について、ご答弁申し上げます。

これまで公民館で開催してきた講座につきましては、市主催のかがやき成人学校として、地区センター等で実施してまいります。今後も、かがやき成人学校、大垣まるごと土曜学園など、地域の皆様の協力を得ながら、各地域で講座を開催してまいります。

地区センターの利用料金につきましては、単位自治会や各町内の各種団体、サークル団体などの活動も、料金を負担いただいております。

次に、社会教育法等の一部改正する法律に関する付帯決議についてでございますが、地区センター運営委員会は、自治会長をはじめ社会教育推進員、青少年育成推進員、PTA、子ども会育成連絡協議会などの代表者で構成しております。各地区センターにおいては、地域の実情にあわせ、パソコン講座、絵手紙講座や園芸教室などの自主講座を実施するなど、社会教育の推進を担っていただいております。

今後も、地域の皆様と連携しながら、地域コミュニティの醸成、社会教育の推進、福祉の増進のための施設として十分機能が発揮できるよう取り組み、多くの皆様にご利用いただける施設を目指してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。